

令和2年度事業計画書

～課題に対応した現行制度・運用の見直しと着実なリサイクルの遂行～

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会

環境・リサイクル分野に関する国内外の大きな変化は、昨年度から一層顕著となり、今年度においては、更に加速し、より具体的な動きや影響の出ることが予想される。

容器包装のリサイクルにおいては、昨年度から大きな課題の一つとなってきたこととして残さ処理の問題がある。

市町村から引き取る分別基準適合物量の5割強を占めるプラスチック製容器包装については、材料リサイクルにおいて落札数量(令和元年度:約35万1千ト)の半分近くの残さが生じ、産業廃棄物処理事業者においてRPF化やセメント原燃料化等の適正な処理を行っている。他方、中国等の廃棄物輸入規制等に伴い、国内に滞留する産業廃棄物の処理量自体が増えるとともに、容器包装よりも良質のプラスチック産業廃棄物の国内流通量が増加している。こうしたことから、産業廃棄物処理事業者の処理能力は逼迫し、それが結果的に容器包装の再商品化能力に大きく影響し、再商品化事業の制約要因となっており、隘路の打開が必要である。

残さ処理の問題のみならず、廃棄物処理という特有な業務に伴う厳しい人手不足、輸送費・人件費・電力費・設備費(減価償却費)等のコスト負担、再商品化製品の販売市況などにより、再商品化事業者の経営環境は非常に厳しい状況にあり、平成21年から令和元年までの10年間で、再生処理登録事業者は4素材累計で301社から202社と3分の2に減少している。勿論、これは登録制度によるところもあるが、経営環境に伴う要因も小さくないものと思われる。加えて、令和2年度には、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が物流面に与える影響についても懸念される場所である。

全国津々浦々の市町村のそれぞれの都市規模によって引取量が大きく異なる分別基準適合物を適正かつ確実に処理できるようセーフティネット機能を持たせるため、また再商品化事業者間での入札競争を促すためにも、相応の再商品化事業者の確保が不可欠である。

また、近年、広く普及してきたリチウムイオン電池等の発火危険物の廃棄物への混入による火災事故がプラスチック製容器包装のリサイクルにおいても看過できない問題となっている。当協会と契約しているプラスチック製容器包装の再商品化事業者だけを見ても、リチウムイオン電池等が原因と思われる発火・発煙事故は、平成29年の56件から平成30年には130件と2.3倍に急増している。中には復旧までに6ヵ月以上かかるケースもあるなど、事故による事業者への影響は甚大であり、対策が急務である。

このほか、PETボトルに関しては、近年、ボトルから再びボトルへのリサイクルが増加してきており、使用済みPETボトルの需要動向、バージンレジンは市況などは、当協会ルートでのPETボトルリサイクルにも大きな影響を及ぼすことから、これら動向の注視と情報の収集と発信、運用のフォローアップなど適宜適切な対応が求められる。

他方、日本政府は、令和元年5月にプラスチック資源循環戦略を策定している。同戦略においては、「事業者や地方自治体など多様な主体による適正な店頭回収や拠点回収の推進」、「市民・消費者等による分別協力と選別等の最新技術の最適な組み合わせ」、「プラスチック資源の品質・性状等に応じた材料リサイクル、ケミカルリサイクル、熱回収の最適な組み合わせ」、「途上国における我が国の法制度等のソフト・インフラの導入への支援」、「2030年までのプラスチック製容器包装の6割のリユース又はリサイクルの実現」、「2035年までのすべての使用済みプラスチックのリユース又はリサイクル、それが技術的・経済的観点等から難しい場合、熱回収も含め100%有効利用」など、当協会の事業に関連する事項も明記されている。

今後、同戦略に基づく具体的な取り組みが行われる過程では、様々な対応が求められることも予想される。

以上のような状況の下、当協会としては、令和2年度において、①プラスチック製容器包装をはじめとする容器包装の再商品化コストの合理化・適正化に向け、現行制度の課題を検証し国へ提示するとともに、協会業務の運用上の問題に関する検討・見直しを行う、②日常業務等を通じ、再商品化事業者の適正な管理と製品品質の維持・改善などを支援し、再商品化能力・事業者の確保・拡充を図る、③リチウムイオン電池等が原因と思われる発火・発煙事故の抑制・防止に向け周知・広報活動を強化する、④プラスチック資源循環戦略に関連して求められる事項に適宜対応する、などを重点的な事業と位置づけ取り組んでいくものとする。

なお、第四次循環型社会形成推進基本計画の工程表によれば、個別法の見直しについて、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下「容リ法」という）は、2020年度から計画されており、上記重点的な事業について同法見直しも視野に対応していく。

これら取り組みにおいては、国、特定事業者、市町村、再商品化事業者などの関係者の声を踏まえつつ、実効ある連携を構築し具体的に協働していくことが必要である。

それとともに、当協会が有する情報、ノウハウ、ネットワーク等を有効に活用しつつ、再商品化事業に関する業務について継続的に自主点検を行い、事業スキームや運営・管理方法の更なる改善を図り、事業実施体制を整備、強化していかなければならない。

また、容器包装リサイクルの推進には、消費者を含め様々な関係者の一層の理解と協力を得ることが不可欠である。容器包装リサイクル制度に基づく再商品化事業は、SDGs（持続可能な開発目標）の一つに掲げられる循環型社会の構築にも寄与することや、特定事業者、市町村、再商品化事業者の効果的・先進的な取組事例、関連する国内外の動向などを、より分かりやすく具体的に周知・広報していくことも当協会が担う役割の一つである。今後、一層、再商品化事業の推進に資する効果的な情報の収集及び発信に努めていく。

折しも、令和2年には、7月から9月にかけて東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催され、日本政府は同年の訪日外国人旅行者数4千万人を目標としている。数多くの外国人、メディアが日本を訪れる中で、日本の容器包装リサイクルが海外の目に触れる貴重な機会でもあり、その周知が諸外国のリサイクルに関する制度・システム

の導入に資することも考えられる。

以上の基本認識に立ち、令和2年度においては、下記の取り組みを行っていく。

記

1. 容り法に基づく再商品化業務の着実な遂行

特定事業者等からの委託に基づき、下表①に掲げる再商品化委託単価による再商品化委託料金を徴収し、②の特定分別基準適合物の再商品化業務を着実に遂行する。

① 特定分別基準適合物の素材別の再商品化委託単価

素 材		再商品化委託単価 (円/トン) ※消費税は含まず	
		令和2年度再商品化 実施委託単価	令和元年度抛出委託単価
ガラスびん	無色	4,300	0
	茶色	5,900	0
	その他色	13,700	0
PETボトル		3,200	0
紙製容器包装		13,000	100
プラスチック製容器包装		49,000	300

(注) 令和2年度再商品化実施委託単価及び令和元年度抛出委託単価は、令和元年10月に、素材ごとの各事業委員会、総務企画委員会での審議を経て臨時理事会において決定した単価。なお、令和元年度抛出委託単価については、後述の「5. 市町村への資金抛出」参照。上記表は、容り法第25条第2項に基づき特定分別基準適合物ごとの委託料金を記載するもの。

② 特定分別基準適合物の市町村別の量

各市町村の分別収集計画に定められた令和2年度において得られる特定分別基準適合物ごとの量の見込みのうち、再商品化業務に関し、当該市町村との間で引き取り契約した量とする。

2. 再商品化業務の適切かつ効率的な推進

(1) 再商品化事業におけるコストの適正化に向けた取り組み

容器包装リサイクルに係る社会全体のコストの低減、適正化に向けた取り組みを継続する。特に、プラスチック製容器包装の再商品化については、日常的な再商品化事業者の管理等を通じて品質の改善と生産性向上を促すとともに、適宜助言を行うなどの支援を図る。平成29年度に見直されて以降、3回実施した入札制度について、特定事業者や有識者等の参画を得てレビューを行う。それを基に、競争原理が健全に

働き、特定事業者の理解も得られる制度に向けた課題の検証を行い、国に提示する。特に総合的評価の評価項目・方法、収率基準、落札可能量の算定方法などを検討課題として想定している。

(2) 再商品化能力・事業者の確保・拡充に向けた取り組み

人手不足、輸送費・人件費・設備費などに加え、昨今急激に逼迫している産業廃棄物処理の問題など、再商品化事業者の事業環境は極めて厳しい状況にあり、当協会の登録事業者数の減少傾向に歯止めがかからない。

容器包装リサイクルを持続的に遂行していくためには、全国の市町村からの引取量に対応した再商品化能力を有する適正な事業者の確保が必要であり、そのための対策が急務である。具体的には、①登録手続等における合理化・簡素化の促進や新規登録事業者の開拓等により、再商品化事業者の負担軽減と新規参入の促進を図る、②再商品化事業者への安全・環境等に関するアドバイスの充実を図る、などの取り組みを行う。

他方、再商品化実施状況を月次報告等で確認するとともに、必要に応じ随時、現地検査を実施し、引き続き再商品化事業者の適正かつ効率的、効果的な業務遂行の確保、促進を図る。

(3) 再商品化業務の運用見直し等のフォローアップ

再商品化業務の一層の適正かつ合理的、効率的な遂行を図るべく、業務方法・手順の改善を継続的に行う。

具体的には、PETボトルリサイクルにおいて、令和元年度から導入した再商品化製品販売時期や再商品化委託料金の支払い方法の変更などの新たな運用の実施状況のフォローアップを行う。この他、協会委託以外のいわゆる独自処理ルート及び事業系を含む使用済みPETボトル全体の再商品化の動向・実態を踏まえ、今後の当協会における再商品化の在り方を検討していく。

また、第3回臨時監査（内部監査）を実施し、各事業部における再商品化業務に係る運用規程と業務内容、業務手順の検証とそれに基づく必要な見直しを行う。

(4) 厳格なベール品質調査等の実施と適切な改善アプローチ

市町村から引き取る分別基準適合物の一層の品質改善を図るため、引き続き、以下のとおり、各素材に適合した厳格な品質調査の実施と改善へのアプローチに努める。これら取り組み等により、再商品化製品の品質向上と再商品化における収率の向上など再商品化事業者の生産性向上に資する。

- ① ガラスびんでは、引き続き関係団体と連携の上、市町村を訪問し、収集運搬・選別の改善のためのアドバイスや優良事例の紹介を行う。それとともに、市民への周知・啓発の強化等による分別の徹底とガラスびん単独収集の促進を市町村に依頼する。
- ② PETボトルでは、引き続き平成30年度に変更した「引き取り品質ガイドライン」と「品質ランク区分及び配点基準」の周知徹底を図るとともに、市町村

中間処理場における選別状況の現状を把握しつつ、PETボトルの単独収集の促進を働きかける。

③ 紙製容器包装では、前年度にDランクと判定された市町村に対する引き取りべールの品質調査への当協会の立会いを継続する。また、品質調査等の機会に、市町村から引取量減少に関する原因等をヒアリングし、市民への啓発・広報活動の強化を依頼する。

④ プラスチック製容器包装では、容器包装比率が品質ガイドラインを著しく下回る市町村に、改善計画の立案・実行依頼及び再調査を実施する。

また、リチウムイオン電池等に起因する再生処理事業者での発火事故が急増している状況を踏まえ、引き続き市町村や消費者に混入防止を呼び掛けるとともに、資源有効利用促進法に基づく指定再利用促進製品に指定されている小形二次電池使用機器の製造事業者による表示の徹底、JBRC（小型充電式電池のリサイクル活動を共同で行う団体）を通じた回収の促進などを関係方面に働きかける。

(5) 環境負荷データや市場動向等に関する効果的な情報発信

ホームページや広報紙の活用のほか、市町村や再商品化事業者向けの説明会及び各地訪問等の機会を利用し、広く環境負荷データや再商品化に関連する市場動向などの情報提供に努める。

① ガラスびんでは、ガラスびんカレットを使用した場合の環境負荷低減効果と多様な再商品化製品及び同利用製品・用途等について幅広く周知し、ガラスびん引取量の拡大と効率的な再商品化を図る。

② PETボトルでは、国内外の環境施策やそれに伴う市場動向等に関し、現地（海外を含む）調査をはじめ適時適切な情報収集、発信に努める。また、当協会が行う事業とその効果等を分かりやすく周知し、当協会による再商品化の普及・促進を図る。さらに、再商品化製品利用事業者への情報提供を積極的に行い、再商品化製品の需要の喚起に資する。

③ 紙製容器包装では、国内外の古紙の需給、価格動向が紙製容器包装再商品化事業のコストに直接的な影響をもたらすことから、製紙会社や再商品化事業者を訪問し、最新の情報を入手するとともに、適時適切な発信に努める。

④ プラスチック製容器包装では、引き続き、環境負荷データの報告・公表を年次報告として実施する。

(6) オンライン申し込みの促進による業務の効率化・生産性向上

特定事業者からの再商品化委託申し込み、市町村からの分別基準適合物引き渡し申し込みについて、オンライン利用率の更なる向上を図る。特定事業者のオンライン申込率はここ数年増加し続けており、令和元年度再商品化委託申し込みにおいては約68%（前年度は約66%）となった。本年度においても、特定事業者向けの「容器

包装リサイクル制度説明会・個別相談会」をはじめ、さまざまな機会を通じて、オンラインシステム(R E I N S)の利便性や、その利用による事務合理化、効率的なデータ管理などのメリットにつき周知・普及を図る。それにより、オンライン申込率の更なる向上を実現するとともに、当協会の業務の効率化・生産性向上につなげていく。

3. 再商品化事業を取り巻く環境変化への適時適切な対応

(1) 輸出入規制等の国内外の動向が再商品化事業に及ぼす影響への対応

平成 29 年 12 月末から段階的に施行されてきた中国の固体廃棄物輸入規制は、平成 30 年 12 月末からは工業由来を含むほとんどのプラスチックくずの輸入を禁止するものに強化されている。東南アジア諸国の同輸入量は増えたものの、日本から海外へのプラスチックくずの輸出総量は、平成 30 年に前年約 143 万トンから約 30%減の約 101 万トンとなり、令和元年においてはさらに減少し 90 万トンを下回ることも考えられる。また、今後、中国等による古紙の輸入規制などの動向にも注意が必要と思われる。

さらに、令和元年 5 月のバーゼル条約締約国会議において、汚れたプラスチックごみが輸出規制の対象に追加され 2021 年（令和 3 年）1 月から発効することとなり、具体的内容が決定されれば容器包装のリサイクルにも少なからず影響があるものと思われる。

特に、PET ボトルは、動脈と静脈にあたるサプライチェーンのグローバル化が顕著であり、その動向は容器包装リサイクルにも大きく影響を及ぼす。

こうした状況を踏まえ、当協会としては、中国等への海外調査によって諸制度やその運用と影響など現地の実態把握に努め、それら調査結果等を国内のリサイクルに係る課題と対策の検証、検討に役立てていく。また、日頃から、関係機関（国、自治体、関連団体等）、事業者、調査・研究機関等から、原材料や製品の需給状況、市場価格等を含め有用な情報の入手と適時適切な発信を図る。そして、得られた情報については、委託単価の設定や業務・運営等においても有効に活用する。

(2) 産業廃棄物の処理能力の逼迫に伴う影響への対応

従前、海外に輸出されていたものの、現在は日本国内に滞留することとなった廃棄物等の影響で処理が追い付かず、大量の産業廃棄物が積み上がるとともに、処理費用も高騰し、処理の引受先も確保できないという事態が散見される。

令和元年 5 月には、環境省から都道府県等への通知として、一般廃棄物処理施設における産業廃棄物の受入れ・処理を要請しているものの、自治体サイドは議会承認や住民への説明等が必要なことなどから実態としては、一般廃棄物処理施設における産業廃棄物の受入れ・処理等は進んでいない。

本件は、容器包装リサイクルを行う際に発生する残さの処理にも影響しており、実効がある対策を適宜、国と連携のうえ検討し、対応していく。

(3) プラスチック資源循環戦略に基づく施策等への対応

日本政府は、令和元年5月にプラスチック資源循環戦略を策定し、プラスチック資源循環の実現に向け、リデュース等の徹底、効果的・効率的で持続可能なリサイクル、再生材・バイオプラスチックの利用促進などの取り組み方針を示した。それとともに、2030年までのプラスチック製容器包装の6割のリユース又はリサイクルの実現、2035年までのすべての使用済みプラスチックのリユース又はリサイクル、それが技術的・経済的観点等から難しい場合には熱回収も含めた100%有効利用、などのマイルストーンを掲げている。

今後、これら目標の実現に向けた具体的な施策等が講じられる際には、当協会の事業に関連する事項が含まれてくることも考えられる。このため、現在の容器包装リサイクルのスキームや事業運営の検証とそれに基づく改善など、必要な対応を検討する。

4. 不正行為等の防止と再商品化義務履行の促進

(1) 不正・不適正行為の防止及び危機管理体制の強化

- ① 当協会の諸規程遵守の徹底を図りつつ、不正及び不適正行為に対しては「危機管理規程」「再商品化実施に関する不適正行為等に関する措置規程」等に基づく措置を機動的に発動する。また、年度当初に作成するリスク未然防止策について、進捗状況を四半期ごとに確認のうえ着実に実行し、危機管理体制を維持、強化する。なお、危機管理の対象となる事象が発生した場合には、速やかに危機管理委員会を開催し、弁護士などの専門家とも連携のうえ、迅速かつ的確に対応する。
- ② 再商品化業務の実施に当たっては、契約に基づく再商品化事業者のコンプライアンスの徹底を図る。このため、不当利益を意図した当協会への虚偽報告の有無の確認、月次報告等による生産実績等の確認、再商品化製品利用事業者からの受領証との照合、機動的な現地検査や財務状況の把握など、多面的な対策を実行し、不適正行為の防止を図る。
- ③ 適格な再商品化事業者の確保、育成を図るべく、再商品化事業者登録に関する書類作成指導、登録判定会議における特別監査人による監査、審査不合格理由のフィードバック等を行う。
また、「再商品化実施に関する不適正行為等に対する措置規程」をはじめとする諸規程については、必要に応じて見直しを行うなど常に整備に努める。
- ④ 再商品化業務に係る情報漏洩防止に関しては、事務局において秘密情報管理規程や情報セキュリティポリシー、それらに基づく手続きルール等を徹底し、情報の厳格な管理、運用を確保する。
- ⑤ 自然災害などの危機対応として策定した当協会のBCP（事業継続計画）につき、REINSバックアップサイト接続の定期的な確認作業を行うほか、事務局行動マニュアルに基づく災害時等の対応につき事務局内での徹底を図る。

(2) 再商品化事業者の業務管理の徹底

再商品化業務を厳正に履行するために、随時、再商品化事業者による再商品化実施委託契約記載事項の遵守状況を月次報告等で確認するとともに、効果的かつ効率的な現地検査を実施し、適切な管理の継続、強化を図る。また不適正行為通報に対しては、迅速かつ的確な実態確認を行う。

特に、他の素材と比較して多額の逆有償取引となっているプラスチック製容器包装においては、引き続き、再商品化製品利用事業者に対して、立入調査の実施、利用事業者自身による帳票作成の要請を行なうとともに、利用事業者の不適正行為に関する再商品化事業者の管理責任をより明確にし、再商品化事業者による利用事業者の管理並びに現地確認の実施の定着を図る。

(3) 再商品化義務の不履行特定事業者へのアプローチの強化

- ① 再商品化義務の不履行特定事業者（＝ただ乗り事業者）のフォローに必要な「事業者リスト」を、定期的に主務省庁に提供し、指導の強化を要請する。また、各地の経済産業局、地方農政局等、国税局、商工会議所、商工会等からの対象事業者の情報照会に対しては、迅速かつ的確なフォローを行う。

なお、当協会と再商品化委託契約を締結したにも拘わらず委託料を支払わない大口の特定事業者には、弁護士名で支払催告を行い、それでも応じない場合には民事訴訟の提起によって、再商品化義務の履行を強く促す。

- ② 再商品化義務には法的に時効がなく、過年度分の遡及申し込みを行おうとする特定事業者に対しては、義務を履行していない年度について最長で20年度分（平成12年度から令和元年度）の申し込みを働きかけることとなる。長期分・多額の委託料の一括納付が、事業者の義務履行の阻害要因の一つとなっているとの指摘もあることを踏まえ、分割払いの適用など運用面での工夫等による義務履行の促進に継続的に取り組む。

- ③ 商工会議所及び商工会等の協力のもと、各地で開催する「容器包装リサイクル制度説明会・個別相談会」の内容の一層の充実を図るとともに、特定事業者の集中度が高い大都市部及びその周辺で事業を営む特定事業者に広く参加を呼びかけ、効果的な容器包装リサイクル制度の浸透を図る。

5. 市町村への資金拠出

(1) 容り法第10条の2に基づく市町村への資金の拠出

容り法第10条の2に定める「市町村への資金拠出制度」に基づき、令和元年度の拠出金を、令和2年9月末迄に当該市町村に拠出する。

なお、直近3年間の実績に基づくリサイクル費用の想定額と実際に要した額との差額を支払う現行制度においては、平成29年度、30年度の再商品化事業者への支払実績単価および令和元年度の落札単価の3ヵ年の平均値に基づき決定した令和2年

度から令和4年度のリサイクル費用の想定単価を適用する。

(2) 有償入札に伴う市町村への資金の拠出

PETボトル及び紙製容器包装等の再商品化委託における有償入札に係る再商品化事業者に対し、与信管理を厳格に行う。また、有償入札による収入については、引き続き、該当する市町村に対し、引取量及び有償落札単価に基づき算出した資金を拠出する。

6. 容器包装リサイクルに係る普及啓発活動の展開と情報発信の強化

(1) 指定法人による再商品化のメリットの明確化と周知

容器包装リサイクルに関しては、独自処理により再商品化を行う市町村が少なからずある中、最近、新たに独自処理の実施を予定する市町村も出てきている。

こうした中で、全国を対象とするスケールメリット、あらゆる地域をカバーするユニバーサルサービス、市町村からの分別基準適合物の確実な引き取り、消費者への情報提供、有償拠出金の支払いなど、引き続き指定法人活用のメリットを幅広くかつ積極的に各種広報ツール等により周知する。

(2) ホームページや機関紙等を通じた分かりやすい情報発信・公開

- ① 特定事業者、市町村、再商品化事業者といったステークホルダーを主対象に、ホームページ、会報誌、ソーシャルメディア等の多様な伝達手段を通じた効果的かつ合理的な情報発信を行う。その際、各ステークホルダーに共通する情報の一元化や、REINSで提供する情報との棲み分けなど、情報の重複を解消し、より分かりやすい情報発信に努める。
- ② ホームページについては、引き続きQ&A集や容り法百科事典、再商品化委託申し込みに関する各種情報・データ等の内容の一層の拡充を図りつつ、情報発信の対象を意識した構成、コンテンツ作りを進める。加えて、Twitter、Facebook、YouTube等のソーシャルメディアの活用にも努める。
- ③ 特定事業者に向けては、会議所ニュース（日本商工会議所発行）や経団連タイムス（日本経済団体連合会発行）への令和3年度向け再商品化委託申し込みの広告掲載に加え、当協会評議員団体を始めとして、各種業界団体等と連携した業界別啓発活動を展開する。

(3) メディアやイベントを活用した広報活動の積極展開

- ① 新聞・テレビ・雑誌等マスメディアの活用による広報活動を積極的に推進し、容り法に基づく諸施策や昨今の課題と対応、当協会が担う容器包装リサイクルに関する業務の具体的内容等について、社会一般の認知度向上を図る。
- ② 東京オリンピック・パラリンピック競技大会の機会を有効に活用し、国内外

に日本の容器包装リサイクル制度についての周知を図る。具体的には、引き続き大会組織委員会より「東京2020参画プログラム」としての認証（無償）を受け、市町村向けの説明会や研修会あるいは展示会等について、配布資料、掲示物あるいは広報用のホームページ等に、「東京2020応援マーク」（組織委員会の認証マーク）を付す。また、組織委員会等が行う参画プログラムの広報等を通じて、日本の容器包装リサイクル制度の国内外への周知を図る。

- ③ 消費者と市町村に向けた「再商品化事業」に係る広報活動は、リチウムイオン電池等の混入による発火事故防止などの観点からも重要であり、市町村等における「分別排出のポイント」などホームページに記載のコンテンツの利用促進を図る。
- ④ 3R推進関係団体との情報交換を定期的に行い、リデュース（排出抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再商品化）の3Rの周知広報に関する意見交換を行うとともに、機関紙等による3Rマイスターの活動紹介、関係団体の相互の機関紙やイベント等を活用した広報の取り組みを実施する。

（4）会報、年次レポート及び動画による制度等の周知

- ① 「容リ協ニュース」（年3回発刊）については、読者のニーズを踏まえた内容の充実と分かりやすい紙面づくりを図る。
特に、現場訪問や事業者への取材等を通じて、リサイクル現場の状況、再商品化製品利用製品の紹介、特定事業者の3R推進に向けた取り組みや市町村及び再商品化事業者における品質向上の事例など具体的な情報を、それらがSDGsの一つである循環型社会の構築にも寄与することと併せ、積極的に発信していく。これらの取り組みにより、主体間の相互理解の促進に努める。
- ② 年度ごとの事業実績とその効果などを取りまとめた「年次レポート」を制作・配布し、再商品化事業に関係するステークホルダーをはじめ、より多くの人に、当協会の活動を理解していただき、意識の醸成、協力関係の構築・強化を図る。
- ③ 市町村を通じた市民向け啓発活動としては、当協会制作の動画「容器包装リサイクル1分間動画事典」や「禁忌品混入防止のお願い～プラスチック製容器包装に危険な異物を混ぜないで！～」の、市町村ホームページへのリンクの設定や庁舎ロビー等での上映、学校教育における活用など普及促進を図る。
また、特定事業者向けの動画「容器包装リサイクル制度と事業者の役割」及び「再商品化委託申込手続きマニュアル」についても、特定事業者説明会等における活用を促進する。

（5）各種説明会等による普及・啓発

- ① 再商品化事業の促進を図るべく、市町村向け説明会、特定事業者向け「容器包装リサイクル制度説明会・個別相談会」、再商品化事業者登録説明会、再商品

化に関する入札説明会、再商品化業務手続に関する説明会など、各対象に適合した普及啓発活動を実施する。

- ② 国や地方自治体、事業者団体、消費者団体等が主催する諸会合・セミナー等への当協会役職員の講師派遣を通じて、容器包装リサイクル制度のポイントとなる廃棄物排出抑制と再生利用の推進、市町村から当協会への分別基準適合物の円滑な引き渡しの促進、ただ乗り事業者対策の強化等について周知を図る。

また、日本商工会議所及び全国商工会連合会が主催する、各地商工会議所、商工会等事務局の容器包装リサイクル制度担当職員向け研修会へ講師を派遣し、委託契約締結の円滑化や拡大など再商品化事業の促進を図る。

(6) 各種関連事業への後援・協賛等

国や地方自治体あるいは関係団体が主催する容器包装リサイクルをはじめとする環境関連のイベント、事業等について、素材別のリサイクル推進協議会・促進協議会との連携のもと後援、協賛、協力、出展等を行う。

7. 関係主体間の連携の強化

(1) 国内関係機関との連携強化

再商品化事業の円滑かつ着実な推進に向けて、特定事業者、再商品化事業者、再商品化製品利用事業者、消費者、市町村などの関係主体との一層の連携強化を図る。

具体的には、情報連絡会議（構成員：主務省庁、公益社団法人全国都市清掃会議及び当協会）を定期的を開催するとともに、素材別のリサイクル団体等との情報交換や諸課題に関する検討・意見交換を行う。また、評議員団体、理事団体との意見交換等を通じて一層の情報共有、連携の強化を図り、これらの取り組みを再商品化事業の改善に役立てる。

(2) 海外関係機関との交流促進

今後の容器包装リサイクルのあり方等を検討するうえでも、直近の海外の廃棄物、リサイクル事情を把握することは重要であり、諸外国のリサイクル関係機関との交流等を適宜行うとともに、中国等の廃棄物、リサイクル事情につき、視察・調査を実施し、情報収集とその的確な発信、再商品化事業・業務への反映等に努める。

また、海外から寄せられる「日本の容器包装リサイクル制度」に関する懇談、ヒアリング等の依頼については適切に対応し、日本の容器包装リサイクル制度の周知・広報と意見・情報交換に努める。

8. 事務局における計画的、継続的な人材育成と ICT 活用の促進

(1) 事務局における人材の育成と能力の向上

近年の容器包装リサイクルを取り巻く環境変化等に伴い、当協会が対応すべき業務の内容、量、範囲が年々拡大してきている。それらに適切に対応していくためには、役職員の能力の向上と知識、ノウハウの習得が不可欠であり、計画的、効果的な研

修や勉強会の実施等により、人材の育成と生産性の向上に努める。

また、現在の事務局体制、業務分担について検証し、必要に応じ見直しを行う。

(2) 特定事業者等からの意見・提案への積極対応

特定事業者、市町村、再商品化事業者及び消費者等ステークホルダーからの意見、要望、提案、クレーム等は、業務改善の重要な手掛かりであり、適宜、事務局においてこれら意見等についての対応と業務への反映を図る。また、再商品化事業者向け「不服申立て窓口」に寄せられた申立てについては、弁護士等と連携し、適切に対応する。

(3) ICT（情報通信技術）活用による業務の生産性向上

当協会の事業基盤強化の一環として、引き続きICTの活用による業務の生産性向上、ワークスタイルの変革に取り組む。具体的には、ポータブルPC端末の活用による内部会議のペーパーレス化など合理化を徹底するとともに、教育研修の実施などを通じ、役職員の意識変革とICTの活用の徹底を図る。

9. 公益財団法人としてのガバナンスの向上とコンプライアンスの徹底

(1) ガバナンスの向上

業務執行の役割を担う「理事」、理事の業務執行を監督する役割を担う「評議員」、協会業務全体の監査権限を有する「監事」の三者が、各々の役割を十分認識することにより、相互の牽制機能が発揮される体制の維持・整備に努める。また、外部に対する説明責任を果たすべく、適正な情報公開を徹底し、透明性の高い組織運営に努める。

(2) コンプライアンスの徹底

「民による公益の増進」という公益法人制度の趣旨と当協会の目的、責務について、役職員の認識を深め、事業の適正な運営を確保する。このため、コンプライアンス及びリスク・情報管理の意識向上に向けたセミナーや研修を適宜実施する。

また、当協会「内部監査規程」に基づき、事務局の法令遵守状況に関する書面監査を実施するとともに、令和2年度においては臨時監査を実施し、各事業部の業務改善等を引き続き着実に実行する。

以 上